北広島市告示第２７号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成２８年　３月　１日

北広島市長　上　野　正　三

1　都市計画の種類　　札幌圏都市計画下水道

2　都市計画を定める土地の区域

名　　称	位　置	備　　考
北広島下水処理センター	北広島市富ヶ岡	面　　積 約 67,800 ㎡ 処理能力　　46,000 ㎥/日

3　縦覧場所　　北広島市企画財政部都市計画課

札幌圏都市計画下水道の変更（北広島市決定）

都市計画北広島市公共下水道「４．その他の施設」を次のように変更する。

４．その他の施設

名　　称	位　　置	備　　考
北広島下水処理センター	北広島市富ヶ岡	面 積 約 67,800 ㎡ 処理能力 46,000 ㎥/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

　下水処理センター敷地の一部を道路用地へ所管替えすることから面積を本案のとおり変更する。

札幌圏都市計画図（北広島市）

用途地域等一覧表

種別	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)	建築物の高さの限度(m)	計画決定または最終計画変更	備考
都市計画区域	約 11,854				平成11年5月7日 北海道告示第 792 号	北広島市全域
市街化区域	約 1,726				平成22年4月6日 北海道告示第 302 号	
市街化調整区域	約 10,128				平成22年4月6日 北海道告示第 302 号	
第１種低層住居専用地域	約 323	50	40	10	平成27年12月18日 北広島市告示第 276 号	隣地よりの壁面後退距離1.5m以上 北広島団地内（白樺・松葉の一部を除く）
	約 144	60	40	10	〃 〃	隣地よりの壁面後退距離1.0m以上 西の里、大曲、輪厚、東部、団地の一部
	約 217	60	40	10	〃 〃	隣地よりの壁面後退距離1.5m以上 上記以外の区域
第２種低層住居専用地域	約 30	80	50	10	〃 〃	隣地よりの壁面後退距離1.5m以上
	約 6.8	80	50	10	〃 〃	隣地よりの壁面後退距離1.0m以上
第１種中高層住居専用地域	約 200	200	60		〃 〃	
第２種中高層住居専用地域	約 78	200	60		〃 〃	
第１種住居地域	約 47	200	60		〃 〃	
第２種住居地域	約 7.0	200	60		〃 〃	
準住居地域	約 9.1	200	60		〃 〃	
近隣商業地域	約 100	200	80		〃 〃	
	約 4.0	300	80		〃 〃	
商業地域	約 32	400	80		〃 〃	
準工業地域	約 161	200	60		〃 〃	
工業地域	約 153	200	60		〃 〃	
工業専用地域	約 214	200	60		〃 〃	
高度地区	約 721				平成27年12月18日 北広島市告示第 278 号	第１種、第２種低層住居専用地域の全域
準防火地域	約 136				平成19年2月20日 北広島市告示第 34 号	近隣商業地域、商業地域の全域
特別工業地区	約 222				平成27年12月18日 北広島市告示第 277 号	東部・大曲の準工業の一部、工業地域の全部
特別業務地区	約 31				平成27年12月18日 北広島市告示第 277 号	輪厚・西の里地区の沿道準工業地域 東部地区の準工業地域の一部 大曲地区の準工業地域の一部
宅地造成工事規制区域	約 10,135				昭和40年9月1日 建設省告示第 2519 号 （一次）	約7,345ha
					昭和48年6月12日 建設省告示第 1331 号 （二次）	約2,790ha
特別緑地保全地区	約 183				平成17年10月7日 北海道告示第 749 号	

都市計画地区計画一覧表

対図番号	名称	面積(約ha)	計画決定	備考
①	希望ヶ丘地区	30.3	平成25年3月29日 北広島市告示第 48 号	
②	元町地区	1.1	平成8年3月29日 広島町告示第 44 号	
③	広島地区	3.7	平成8年3月29日 広島町告示第 43 号	
④	北広島駅東地区	11.8	平成8年3月29日 広島町告示第 45 号	
⑤	大曲東地区	7.1	平成8年3月29日 広島町告示第 46 号	
⑥	大曲通地区	43.3	平成8年3月29日 広島町告示第 47 号	
⑦	柏葉台団地南第１地区	6.1	平成27年12月18日 北広島市告示第 279 号	
⑧	柏葉台団地南第２地区	8.5	平成27年12月18日 北広島市告示第 280 号	
⑨	大曲のぞみ野地区	4.9	平成27年12月18日 北広島市告示第 281 号	
⑩	北広島団地白樺地区	3.1	平成8年3月29日 広島町告示第 51 号	
⑪	虹ヶ丘地区	43.3	平成27年12月18日 北広島市告示第 282 号	
⑫	東部中学校地区	26.9	平成8年3月29日 広島町告示第 52 号	
⑬	大曲柏葉地区	1.0	平成11年5月7日 北広島市告示第 53 号	
⑭	希望ヶ丘第２地区	10.1	平成27年12月18日 北広島市告示第 283 号	
⑮	中の沢地区	11.2	平成17年12月1日 北広島市告示第 189 号	
⑯	西の里地区	11.3	平成18年3月31日 北広島市告示第 57 号	
⑰	北広島団地松葉町地区	5.9	平成18年9月29日 北広島市告示第 165 号	
⑱	大曲幸地区	41.9	平成19年2月20日 北広島市告示第 35 号	
⑲	北広島団地青葉町地区	1.8	平成27年12月18日 北広島市告示第 284 号	

市街地開発事業一覧表

種別	対図番号	地区名	面積(ha)	施行者	計画決定	備考
新住宅市街地開発事業	①	北広島団地	441	北海道	昭和48年7月6日 北海道告示第 2136 号	
土地区画整理事業	②	広島町駅前	28.1	組合	昭和46年7月9日 北海道告示第 2035 号	
〃	③	広島町富ヶ岡	25.5	〃		
〃	④	広島中央	51	広島町	昭和58年3月28日 北海道告示第 522 号	
〃	⑤	広島町稲穂南	7.8	組合		
〃	⑥	広島東	40.7	〃	昭和61年4月21日 北海道告示第 606 号	
〃	⑦	広島町大正橋	18.7	〃		
〃	⑧	広島町西の里	25.9	〃	昭和62年3月30日 北海道告示第 445 号	
〃	⑨	北広島駅東	13.6	広島町	昭和63年12月15日 広島町告示第 159 号	
〃	⑩	北広島市大曲四里塚	5.6	組合		
〃	⑪	北広島市虹ヶ丘	37.4	〃	平成8年12月3日 北海道告示第 1837 号	
〃	⑫	北広島市南輪厚	4.6	〃		
〃	⑬	北広島市大曲柏葉台	8.5	〃		
〃	⑭	北広島市大曲幸	38.6	〃	平成17年3月29日 北広島市告示第 44 号	

用途地域の制限概要

用途地域内の建築物の用途制限
- 建てられる用途
- 建てられない用途
- 第1・2種特別工業地区において建てられない用途
- 第3特別工業地区において建てられない用途
- 第1種特別業務地区において建てられない用途
- 第2種特別業務地区において建てられない用途
- 第3種特別業務地区において建てられない用途

①、②、③、④、▲面積、階数等の制限あり

用途		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿												■	■	非住宅部分の用途制限あり
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満												■	■	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③									④ ①自己用品販売店舗、修理店、理髪店及び美容院のサービス業用店舗のみ、②階以下。
	150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③									④ ②に加えて、物品販売店舗、飲食店、倉庫代理業・販売代理業・自己用運輸取扱事業のサービス業用店舗のみ、②階以下。
	500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③									④
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの													④ ③階以下。
	3,000㎡を超えるもの													④ ④物品販売店舗、飲食店を除く。
事務所等	事務所等の床面積が 1,500㎡以下のもの					▲								
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの													▲2階以下
	3,000㎡を超えるもの													
ホテル、旅館						▲						■	■	▲3,000㎡以下
娯楽施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲						■	■	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等							▲	▲		■	■	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等							▲	▲		■	■	▲	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場								▲			■	都	▲客席200㎡以下
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等											■	■	▲個室付浴場等は、準工業地域で建築不可
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校											■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等											■	■	
	図書館等											■	■	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等											■	■	
	神社、寺院、教会等											■	■	
	病院											■	■	
	公衆浴場、診療所、保育所等											■	■	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等											■	■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲										▲	▲600㎡以下
自動車教習所						▲								▲3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲							▲300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫①②③については、建築物の延べ床面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		①	①	②	②	③	③							①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③3,000㎡以下 3階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり												
倉庫業倉庫														
倉庫	倉庫（15㎡を超えるもの）					▲						■	■	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	▲									原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが	非常に少ない工場				①	①	①	②	②		都		原動機・作業内容の制限あり
		少ない工場							②	②		都		作業場の床面積
		やや多い工場									■	■	×	①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												×	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③				作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
危険物の貯蔵・処理の量が	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が	非常に少ない施設			①	②								
		少ない施設												①1,500㎡以下 2階以下
		やや多い施設												②3,000㎡以下
		多い施設												
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

都市計画道路一覧表

No.	名称 区分	規模	番号	路線名	代表幅員(m)	延長(m)
1	1	3	2	道央自動車道	23.9	880
2	3	3	36	月寒通	25	5,290
3	3	4	38	平和通	20	210
4	3	2	201	中央通	32	2,710
5	3	3	202	北通通	25	2,300
6	3	3	203	広葉通	25	1,160
7	3	3	204	共栄通	25	3,020
8	3	3	205	高台通	25	260
9	3	3	206	広島本通	25	7,180
10	3	4	207	大曲通	21	9,370
11	3	4	208	緑陽通	18	5,520
12	3	4	209	大曲中央通	18	1,640
13	3	4	210	駅前通	18	1,340
14	3	4	211	稲穂通	16	1,830
15	3	5	212	広島公園通	14	1,030
16	3	5	213	共栄西通	12	970
17	3	5	214	コスモス通	12	1,020
18	3	4	216	元町通	20	970
19	3	2	217	西の里共栄通	33	1,720
20	3	4	218	西の里白樺通	18	730
21	3	4	219	西の里中学校通	18	470
22	3	4	220	大曲工場通	20	1,260
23	3	4	221	輪厚中央通	18	2,030
24	3	4	222	輪厚中の沢通	18	410
25	3	4	223	広島輪厚通	18	390
26	3	4	224	本町通	18	170
27	3	4	225	虹ヶ丘中央通	18	1,420
28	3	1	226	羊ヶ丘通	46	5,420
29	3	3	227	厚別東通	25	710
30	3	4	228	大曲幸通	21	470
31	8	6	201	共栄広島通	8	1,850
32	8	7	202	ひまわり通	6	780
33	8	6	203	らいらっく通	8	640
34	8	6	204	メイプル通	8	530
35	8	7	205	あじさい通	6	240

最終計画変更 平成19年 2月20日 北海道告示第115号
平成25年11月 4日 北広島市告示第202号

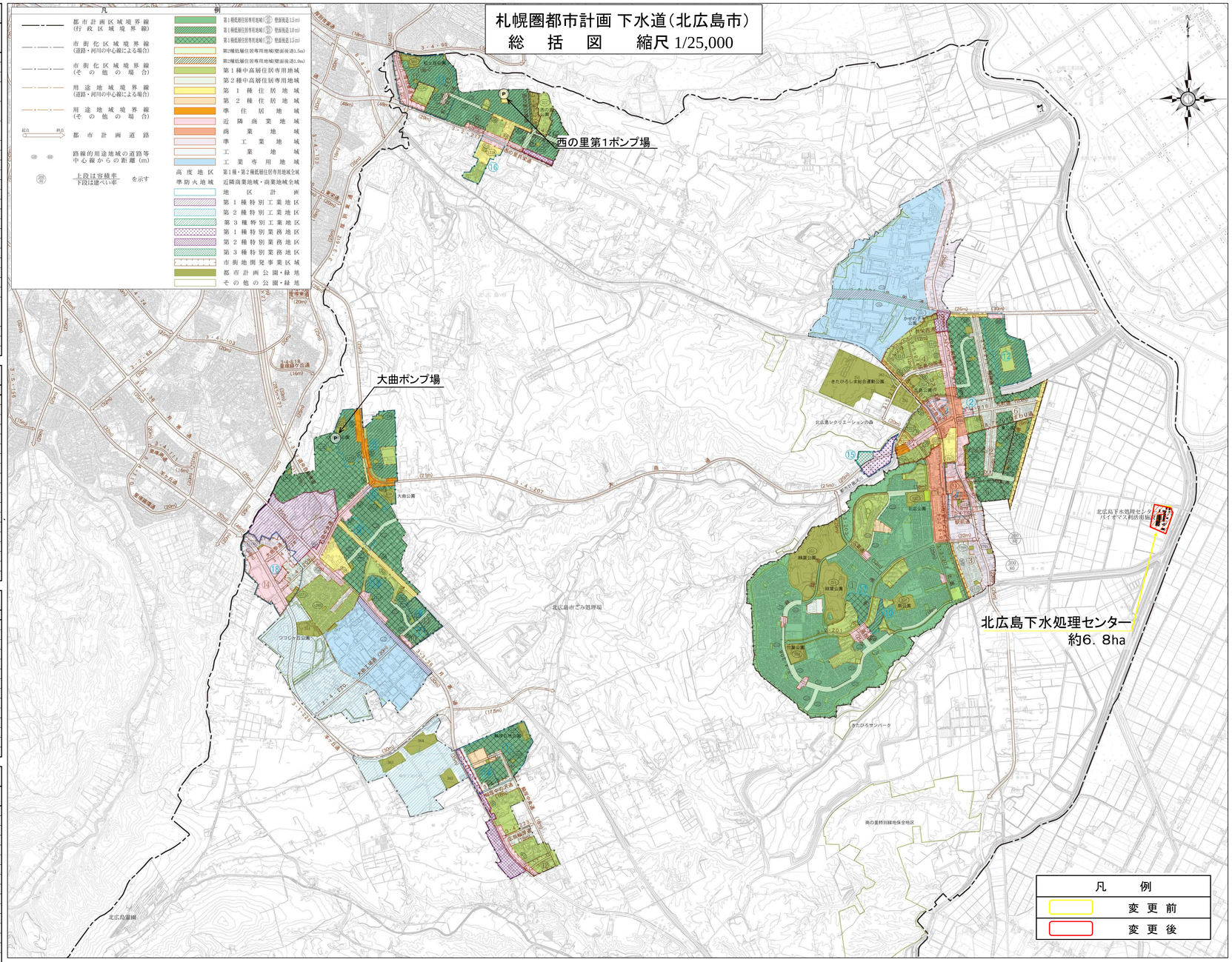

都市計画公園・緑地一覧表

NO.	種別	番号	公園緑地名	面積(ha)
1	街区公園	2・3・1201	稲穂公園	1.17
2	街区公園	2・2・1202	めぐみ公園	0.25
3	街区公園	2・2・1203	ににここ公園	0.11
4	街区公園	2・2・1204	みどり公園	0.14
5	街区公園	2・2・1205	南ヶ丘公園	0.20
6	街区公園	2・2・1206	わかくさ公園	0.58
7	街区公園	2・2・1207	つくし公園	0.27
8	街区公園	2・2・1208	新富公園	0.23
9	街区公園	2・2・1209	日の出公園	0.22
10	街区公園	2・2・1210	かわぞい公園	0.32
11	街区公園	2・2・1211	なかよし公園	0.22
12	街区公園	2・2・1212	めぼえ公園	0.12
13	街区公園	2・2・1213	わんぱく公園	0.19
14	街区公園	2・2・1214	ひばり公園	0.24
15	街区公園	2・2・1215	ひかり公園	0.17
16	街区公園	2・2・1216	わらべ公園	0.10
17	街区公園	2・2・1217	そよかぜ公園	0.37
18	街区公園	2・2・1218	はるかぜ公園	0.29
19	街区公園	2・2・1219	やまびこ公園	0.26
20	街区公園	2・2・1220	あおぞら公園	0.21
21	街区公園	2・2・1221	柏葉公園	0.58
22	街区公園	2・2・1222	のぞみの公園	0.53
23	街区公園	2・2・1223	すずむし公園	0.15
24	街区公園	2・2・1224	とんぼ公園	0.23
25	街区公園	2・2・1225	ほたる公園	0.10
26	街区公園	2・2・1226	みつばち公園	0.15
27	街区公園	2・2・1227	さつみ公園	0.20
28	街区公園	2・2・1228	きらきら公園	0.15
29	街区公園	2・2・1229	わくわく公園	0.15
30	街区公園	2・2・1230	くるみ公園	0.31
31	街区公園	2・2・1231	どんぐり公園	0.10
32	街区公園	2・2・1232	のびのび公園	0.12
33	街区公園	2・2・1233	ほのぼの公園	0.15
34	街区公園	2・2・1234	いきいき公園	0.46
35	街区公園	2・2・1235	すくすく公園	0.25
36	街区公園	2・2・1236	アイリス公園	0.15
37	街区公園	2・2・1237	クロッカス公園	0.15
38	街区公園	2・2・1238	西の里南さくら園	0.21
39	街区公園	2・3・1239	いちい公園	1.10
40	街区公園	2・2・1240	さいわい公園	0.15
41	近隣公園	3・3・351	南公園	3.60
42	近隣公園	3・3・352	北広公園	2.70
43	近隣公園	3・4・353	竹葉公園	4.20
44	近隣公園	3・3・354	広島公園	1.90
45	近隣公園	3・3・355	かぜの子公園	1.40
46	近隣公園	3・3・356	東公園	1.90
47	近隣公園	3・3・357	西の里公園	3.10
48	近隣公園	3・3・358	輪厚自然公園	2.10
49	近隣公園	3・3・359	大曲公園	2.50
50	近隣公園	3・3・360	虹ヶ丘公園	2.20
51	近隣公園	3・3・361	大曲東公園	1.90
52	地区公園	4・4・351	つつじヶ丘公園	4.10
53	総合公園	5・5・251	緑葉公園	47.80
54	運動公園	6・5・251	きたひらしま総合運動公園	36.70
55	緑地	251	大曲南緑地	0.40
56	緑地	252	共栄南緑地	0.30
57	緑地	253	輪厚第１緑地	3.70
58	緑地	254	輪厚第２緑地	5.60
59	緑地	255	輪厚第３緑地	2.90

最終計画変更 平成17年11月22日 北海道告示第861号(公園) 平成25年 3月29日 北広島市告示第49号(公園) 平成27年 2月18日 北広島市告示第35号(緑地)

その他の都市計画施設一覧表

種類	名称	面積または園長		計画決定
下水道	北広島市公共下水道	排水区域面積	1,726 ha	平成22年4月6日 北広島市告示第 67 号
		北広島下水処理センター面積	6.79 ha	平成21年9月3日 北広島市告示第 154 号
	共栄都市下水路	排水区域面積	64 ha	昭和54年6月30日 広島町告示第 39 号
ごみ処理場	北広島市ごみ処理場	施設面積	1.9 ha	平成8年9月1日 北広島市告示第 118 号
	バイオマス利活用施設	施設面積	6.8 ha	平成21年9月3日 北広島市告示第 153 号
河川	輪厚川	区間 広島本通より上流	2,420 m	昭和48年7月6日 北海道告示第 2139 号
火葬場	北広島市火葬場	施設面積	0.5 ha	平成8年9月1日 北広島市告示第 120 号
墓園	北広島霊園	施設面積	33.2 ha	平成8年12月3日 北海道告示第 1837 号

札幌圏都市計画下水道	
北広島市公共下水道	北広島下水処理センター
計　画　図	№２
縮尺　１／２，０００	

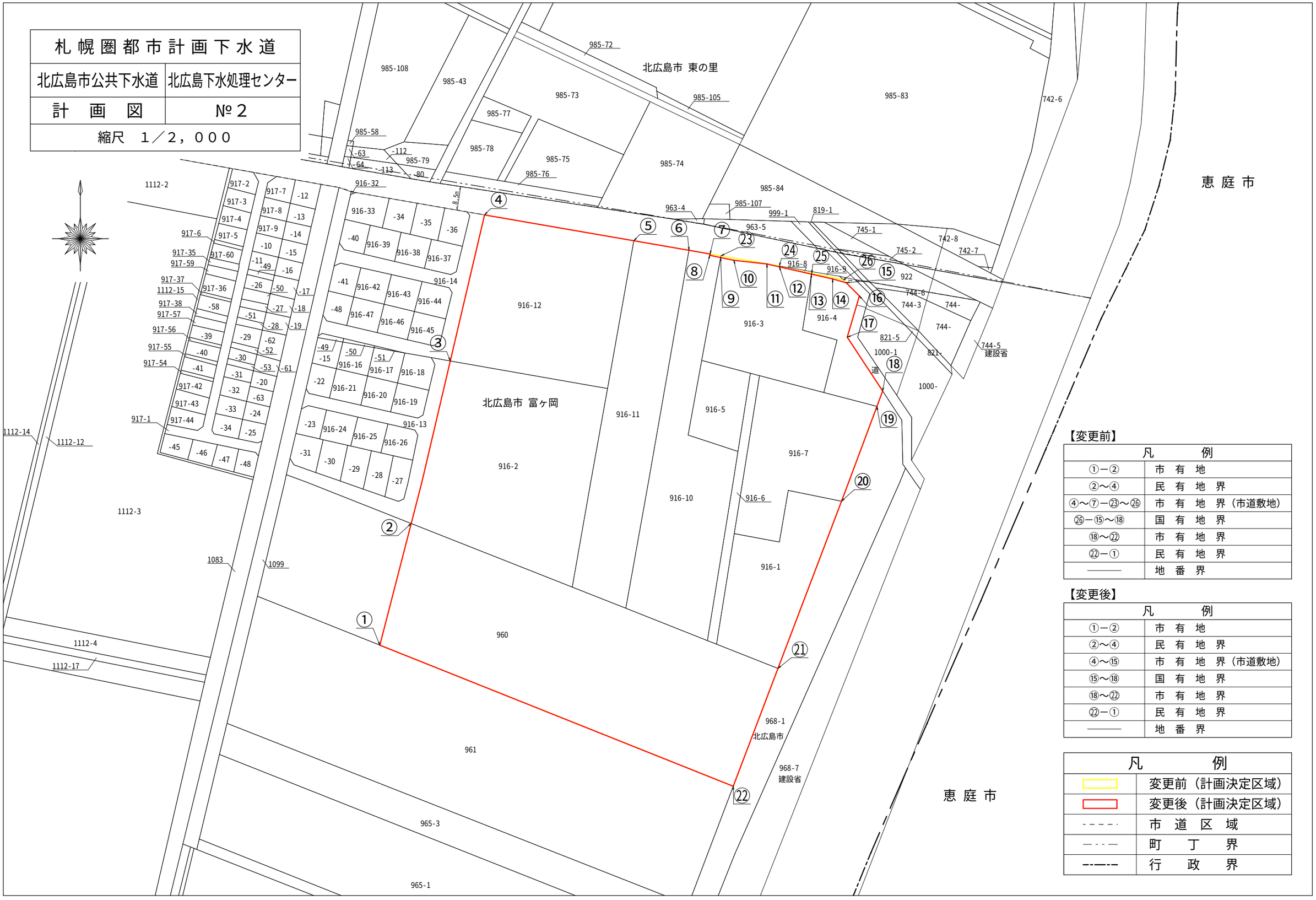

【変更前】

凡　　例	
①－②	市　有　地
②～④	民　有　地　界
④～⑦－㉓～㉖	市　有　地　界（市道敷地）
㉖－⑮～⑱	国　有　地　界
⑱～㉒	市　有　地　界
㉒－①	民　有　地　界
―――	地　番　界

【変更後】

凡　　例	
①－②	市　有　地
②～④	民　有　地　界
④～⑮	市　有　地　界（市道敷地）
⑮～⑱	国　有　地　界
⑱～㉒	市　有　地　界
㉒－①	民　有　地　界
―――	地　番　界

凡　　例	
	変更前（計画決定区域）
	変更後（計画決定区域）
- - - - -	市　道　区　域
―・・―	町　丁　界
--―--	行　政　界